

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市規則第32号

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第4項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第39条第11項中「第13項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「以下この項及び第13項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

(岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第12条第3項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護（第91条～第105条）」を「第2節 削除」に改める。

第68条第1項第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第78条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第6項において同じ。）」を「前項第3号の介護職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第80条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条第4号及び第86条において同じ。）」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第91条から第105条まで 削除

第106条第1項第2号中「利用者をいう。以下この条」の次に「及び第108条」を加え、同項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を「前項第3号の介護職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第108条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第197条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附則第4項中「、第104条第2項」を削る。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第5条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「この項」の次に「及び第76条第1項第2号」を加える。

第76条第1項第2号中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第7項及び第78条第3項において「指定通所介護事業者等」という。)」を、「と指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第183条第3項及び第4項第2号において同じ。)(以下「指定通所介護等」という。)」を加え、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同条第7項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第6項まで」を「第5項まで又は岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第13号。第78条第3項において「指定地域密着型サービス基準規則」という。)(第49条の2第1項から第7項まで)」に改める。

第78条第3項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第2項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準規則第49条の4第1項及び第2項」を加える。

第90条第6項中「第5項」を「第4項」に改める。

第183条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「指定通所介護」の次に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「、指定地域密着型通所介護」を加える。

附則第7項の表第76条第1項第2号の項中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第7項及び第78条第3項において「指定通所介護事業者等」という。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第183条第3項及び第4項第2号において同じ。)(以下「指定通所介護等」という。)」の「に」、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第76条第7項

の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第6項まで」を「第5項まで又は岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号。第78条第3項において「指定地域密着型サービス基準規則」という。）第49条の2第1項から第7項まで」に改め、同表第78条第3項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第2項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準規則第49条の4第1項及び第2項」を加える。

附則第8項の表第90条第6項の項中「第5項」を「第4項」に改める。

（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第6条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号）の一部を次のように改正する。

「第3章 夜間

第3章の2

第1節 地

第2節 指

目次中「第3章 夜間対応型訪問介護（第39条～第49条）」を

対応型訪問介護（第39条～第49条）

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護（第49条の2～第49条の18）

定療養通所介護（第49条の19～第49条の33）

に改める。

第3条第2項中「第129条第12項及び第13項において」を「以下」に改め、同条第11項中「以下」を「第49条の28第3項及び第164条第10項において」に改める。

第12条中「介護支援専門員が居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第14条及び第127条第2項第9号において「施行規則」という。）第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議」を「岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則（平成27年岡崎市規則第7号）第14条第9号に規定するサービス担当者会議」に、「第58条」を「第49条の8、第49条の25第1項、第49条の26第2項」に改める。

第14条中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条において「施行規則」という。）」に改める。

第15条中「、居宅サービス計画」の次に「（施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 地域密着型通所介護

(従業者)

第49条の2 条例第19条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第39条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者をいう。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供

している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）（以下この条において「介護職員等」という。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、介護職員等）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員等のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第12号。第49条の4第3項において「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第76条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（管理者）

第49条の3 条例第19条の4に規定する指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第49条の4 条例第19条の5第1項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 条例第19条の5第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者の責務)

第49条の5 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18において準用する第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条及び第46条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第49条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介

護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第49条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(心身の状況等の把握)

第49条の8 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第49条の9 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第49条の10 指定地域密着型通所介護の具体的な取扱いは、条例第19条の2に規定する基本方針及び条例第19条の6に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行わなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならない。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

- (6) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しなければならない。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第49条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（定員の遵守）

第49条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第49条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第49条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者

等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第49条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（事故発生時の対応）

第49条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、条例第19条の5第3項の指定地域密着型通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第49条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（第5号の記録の

うちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第49条の14第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (4) 前条第1項の事故の状況及び処置についての記録
- (5) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
(準用)

第49条の18 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条及び第46条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第2節 指定療養通所介護

(従業者)

第49条の19 条例第19条の9第1項に規定する療養通所介護従業者は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上の員数を置かなければならない。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第49条の20 条例第19条の10に規定する指定療養通所介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(設備及び備品等)

第49条の21 条例第19条の12第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

第49条の22 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の

実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第19条の13において準用する条例第19条の6並びに次条から第49条の32まで並びに第49条の33において準用する第9条から第11条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条、第49条の6、第49条の9（第3項第2号を除く。）及び第49条の12から第49条の16までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

（運営規程）

第49条の23 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（次条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（内容及び手続の説明及び同意）

第49条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務体制、第49条の29第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第49条の30第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始

について利用申込者の同意を得なければならない。この場合においては、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。

(心身の状況等の把握)

第49条の25 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第49条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第49条の27 指定療養通所介護の具体的な取扱いは、条例第19条の8に規定する基本方針及び条例第19条の13において準用する条例第19条の6に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならない。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図らなければならない。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しなければならない。

(療養通所介護計画の作成)

第49条の28 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準規則第61条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第49条の29 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族

に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は次条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行わなければならない。この場合においては、第1項及び第2項の規定を準用する。

(緊急時対応医療機関)

第49条の30 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第49条の31 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第49条の32 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した

日) から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
 - (2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (3) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (4) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第49条の14第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
 - (7) 次条において準用する第49条の16第1項の事故の状況及び処置についての記録
- (準用)

第49条の33 第9条から第11条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条、第49条の6、第49条の9（第3項第2号を除く。）及び第49条の12から第49条の16までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第49条の6第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第49条の16第3項中「条例第19条の5第3項」とあるのは「条例第19条の12第4項」と読み替えるものとする。

第55条及び第56条を次のように改める。

第55条及び第56条 削除

第57条第4号中「。第62条において同じ」を削る。

第58条及び第59条を次のように改める。

第58条及び第59条 削除

第62条から第65条の2までを次のように改める。

第62条から第65条の2まで 削除

第66条第2項第5号中「前条第1項」を「次条において準用する第49条の16第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次条において準用する第49条の14第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第67条中「及び第46条」を「、第46条、第49条の5、第49条の6、第49条の8、第49条の9及び第49条の12から第49条の16まで」に改め、「認知症対応型通

所介護従業者」と」の次に「、第49条の5第2項中「条例第5条から第7条まで及び第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18において準用する第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条及び第46条」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第27条並びに第57条、第60条、第61条、第66条並びに第67条において準用する第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第28条から第32条まで、第35条、第46条、第49条の6、第49条の8、第49条の9及び第49条の12から第49条の16まで」と、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第49条の16第3項中「条例第19条の5第3項」とあるのは「条例第23条第3項」と」を加える。

第68条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第88条を次のように改める。

第88条 削除

第91条第2項中「第6号」を「第5号」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項に次の1号を加える。

(8) 次条において準用する第49条の14第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第92条中「第55条、第56条及び第63条」を「第49条の5、第49条の6、第49条の13及び第49条の14」に、「第55条第2項」を「第49条の5第2項」に、「第27条並びに次条から第66条まで並びに」を「第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18において準用する」に、「第56条及び第63条」と、第56条第3項中「認知症対応型通所介護従業者（条例第21条第1項又は第24条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」を「第49条の6、第49条の13及び第49条の14」と、第49条の6第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

第108条第2項第7号中「第88条第2項の」を「第49条の14第2項に規定する」に改める。

第109条中「第55条、第63条、第85条、第87条、第88条第1項から第4項ま

で」を「第49条の5、第49条の13、第49条の14第1項から第4項まで、第85条、第87条」に、「第55条第2項」を「第49条の5第2項」に、「第27条並びに次条から第66条まで並びに第67条」を「第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18」に、「第34条、第35条及び」を「第35条及び」に、「第35条、第63条、第85条、第87条、第88条第1項から第4項まで」を「第35条、第49条の13、第49条の14第1項から第4項まで、第85条、第87条」に改め、「第89条」との次に「、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第88条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第127条第2項第8号中「第88条第2項の」を「第49条の14第2項に規定する」に改める。

第128条中「第55条、第63条、第85条及び第88条第1項から第4項まで」を「第49条の5、第49条の13、第49条の14第1項から第4項まで及び第85条」に、「第55条第2項」を「第49条の5第2項」に、「第27条並びに次条から第66条まで並びに第67条」を「第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18」に、「第34条、第35条及び」を「第35条及び」に、「第63条、第85条及び第88条第1項から第4項まで」と、第88条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第49条の13、第49条の14第1項から第4項まで及び第85条」と、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第129条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第153条第2項第7号中「第88条第2項」を「第49条の14第2項」に改める。

第154条中「第55条、第88条第1項から第4項まで」を「第49条の5、第49条の14第1項から第4項まで」に、「第55条第2項中「条例第27条並びに次条から第66条まで並びに第67条」を「第49条の5第2項中「条例第5条から第7条まで及び第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18」に改め、「第34条」を削り、「条例第49条並びに第132条から第153条まで並びに」を「条例第5条から第7条まで及び第49条並びに第132条から第153条まで並びに第154条において準用する」に、「第35条、第88条第1項から第4項まで」を「第35条、第49条の14第1項から第4項まで」に、「第88条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第49条の14第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び

宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第163条中「第55条、第88条第1項から第4項まで」を「第49条の5、第49条の14第1項から第4項まで」に、「第55条第2項」を「第49条の5第2項」に、「第27条並びに次条から第66条まで並びに第67条」を「第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18」に改め、「、第34条」を削り、「第35条、第88条第1項から第4項まで」を「第35条、第49条の14第1項から第4項まで」に、「第88条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第49条の14第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第172条第2項第10号中「第88条第2項の」を「第49条の14第2項に規定する」に改める。

第173条中「第55条、第56条、第63条、第72条から第76条まで、第78条から第80条まで、第82条から第84条まで、第86条から第88条まで及び第90条の」を「第49条の5、第49条の6、第49条の13、第49条の14、第72条から第76条まで、第78条から第80条まで、第82条から第84条まで、第86条、第87条及び第90条の」に、「第55条第2項」を「第49条の5第2項」に、「第27条並びに次条から第66条まで並びに第67条」を「第19条の6並びに次条から第49条の17まで並びに第49条の18」に、「第34条、第35条及び」を「第35条及び」に、「第55条、第56条、第63条、第72条から第76条まで、第78条から第80条まで、第82条から第84条まで、第86条から第88条まで及び第90条」と、第56条第3項中「認知症対応型通所介護従業者（条例第21条第1項又は第24条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」を「第49条の6、第49条の13、第49条の14、第72条から第76条まで、第78条から第80条まで、第82条から第84条まで、第86条、第87条及び第90条」と、第49条の6第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第49条の14第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

（岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正）

第7条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第14号）の一部を次のように改

正する。

第32条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第36条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第32条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第38条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第53条を次のように改める。

第53条 削除

第56条第2項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第60条において準用する第32条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第60条中「第31条」を「第32条」に、「第59条」を「第52条まで及び第54条から第59条」に改め、「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」との次に「、第32条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ

サービスの提供回数等の活動状況」と」を加える。

第73条第2項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第77条において準用する第32条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第77条中「第31条」の次に「、第32条（第5項を除く。）」を加え、「及び第52条から第54条まで」を「、第52条及び第54条」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第32条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第53条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。